

神奈川県所在（指定都市・中核市除く）

指定障害児通所支援事業者	}	代表者 様
指定障害児入所施設		
指定発達支援医療機関		

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長
(公 印 省 略)

こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼
及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの配信について)

平素より、本県の障がい福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、標記につきまして、こども家庭庁から周知依頼がありましたのでお知らせいたします。
(別添（令和8年8月28日付けこ支性第108号こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）通知）参照)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。いわゆる「こども性暴力防止法」。以下「法」という。）が本年12月25日に施行されるにあたり、今般、こども家庭庁におきまして、皆様から提出いただいた事業者情報の登録内容の確認・修正依頼、及び本年12月に予定されているシステムの稼働に向けた事前のテストメール配信が実施されることとなりましたので、次の内容をご確認の上、ご対応くださるようお願いいたします。

1 事業者情報の登録内容の確認・修正依頼（令和8年8月～10月）

皆さまから提出された事業者情報について、こども家庭庁で内容確認を行い、必要に応じて事業者（法人）、施設・事業所の担当者に確認の連絡が行われます。

- ・確認連絡は、「こども性暴力防止法照会窓口」（こども家庭庁が業務委託）より行われます。
- ・メールによる場合（「@kodomo-shiro.jp」のドメインのメールアドレスから送信）
照会内容や登録内容の補正等についての返信をお願いします。
- ・電話による場合
メールへの返答がない場合や登録したメールアドレスに不備がある場合等は、電話連絡となります。

2 テストメールの配信（令和8年9月～10月）

本年12月中旬頃にシステムが暫定稼働する予定となりますので、これに先立ち、本年9月～10月にかけて皆様から登録いただいたGビズID（プライム）及びGビズID（第一管理者）のアドレスに対して、メール送信可否を確認するためのテストメールが配信されますので、問題なく受

信できているか確認をお願いします。なお、テストメールに対して返信をしていただく必要はありません。

- ・テストメールのアドレス 「comamorou.info@cfa.go.jp」

※ドメイン指定受信をしている場合は、上記アドレスが受信できるように事前に許可設定をしてください。許可設定をしてもメールが届かない場合は、迷惑メールの設定等をご確認ください。

本年11月6日（金）までにテストメールの受信が確認できなかった場合は、こども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）に、事業者名、GビズID（プライム）メールアドレス、GビズID（第一管理者）メールアドレス、担当者名、担当者メールアドレス及び電話番号をメールでご連絡ください。

なお、登録されたGビズIDのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁において、テストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁からメールアドレス確認の連絡がありますので、ご対応をお願いします。

【参考】テストメールの内容

件名	【こまろうシステム_テストメール】メールアドレスの確認【こども家庭庁】
本文	本メールは、こまろうシステム（こども性暴力防止法関連システム）の利用に向けたメールアドレスの到達確認のためのテスト送信です。 本メッセージが表示されていれば正常に受信されています。 【ご案内】 このメールが送付されている義務事業者におかれては、こども性暴力防止法の施行の12月25日までに、従事者向けの研修の実施、相談体制の整備（相談窓口設置・周知等）、就業規則等の見直し、情報管理規程の作成等の対応すべき事項があります。 下記リンク先に掲載の義務事業者用準備ガイドは、義務事業者が12月25日の施行までに最低限実施すべき事項をまとめたものです。 こちらの資料も活用して、必要な準備を早期に進めていただくようお願いします。 こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律） こども家庭庁 また、法施行後に犯罪事実確認を行うに当たり、事業者が対象従事者の情報（氏名やメールアドレス等）をこまろうシステムに登録する必要があります。 義務事業者におかれては、施行に向け、今の段階から、犯罪事実確認の対象となる従事者を特定し、お知らせするとともに、当該従事者のメールアドレス（業務用・私用のいずれでも可）の把握を進めていただくようお願いします。 ----- 本メールは、こまろうシステムの事業者アカウントまとめ登録で登録いただいたGビズID（プライム）又はGビズID（第一管理者）のメールアドレスへ配信しています。 本メールに心当たりがない場合は、恐れ入りますがこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）へお問合せください。 このメールへの返信はできませんのでご了承ください。 ----- こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当） 付

3 システムログインに向けた今後の流れ

（１）事業者情報の登録内容の確認・修正依頼（令和８年８月～10月）

- ・確認が必要な事項がある場合は、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法 照会窓口」から連絡がありますので、照会への返答や登録内容の補正等を行ってください。

（２）テストメールの配信（令和８年９月～10月）

- ・12月のシステムの稼働に向けて、テストメールが配信されます。

(3) 送信エラーが出た場合のこども家庭庁からの問合せ対応（令和8年9月～10月）

- ・こども家庭庁に登録したGビズIDのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から確認の連絡があります。

(4) ログイン情報等のメール通知（令和8年12月中旬）

- ・システムが暫定稼働するタイミングで、ログイン情報等がメールで通知されますので、システムにログインし、権限の設定を行ってください。

4 問合せ先

こども家庭庁ホームページにおいて、専用ダイヤル、問合せフォームが設置されておりますので、ご不明な点については、次の問合せ先に連絡してください。

問合せ先（こども家庭庁）

- 専用ダイヤル03（5357）1146

（受付時間：平日9時00分から17時00分まで（年末年始を除く））

- こども家庭庁のホームページに問合せフォームもありますので、御活用ください。

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

事業支援グループ 伊藤
電話 045-210-4732（直通）